

津市公報	第 489 号 令和8年5月7日
目次	
津市規則	
津市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	
津市訓令	
津市文書管理規程の一部を改正する訓令	
津市告示	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
住民基本台帳閲覧状況	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
領収印の無効	
特定教育・保育施設の確認	
特定教育・保育施設の確認の辞退	
特定教育・保育施設の確認	
認可地縁団体の告示事項の変更	
住民票の写し等の交付手数料徴収事務の一部委託	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	
モータボート競走法第3条に基づく私人委託の公表	
場間場外発売の精算事務に係る支出事務及び総合払戻に関する支出事務の一部委託	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
特定子ども・子育て支援施設の確認	
地縁による団体の認可	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
津市久居総合福祉会館の収納事務の委託	
モータボート競走法第3条に基づく私人委託の公表	
特定子ども・子育て支援施設の確認の辞退	

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

地域計画案の縦覧

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

令和8年度津市職員採用試験（6月試験）の実施

条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市公共下水道事業に係る賦課対象区域の決定

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札に関する必要な事項

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 3 号

津市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 1 5 条第 4 項に規定する規則で定める方法）

第 3 条 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

津市訓令第 5 号

庁中一般

出先機関

津市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市文書管理規程の一部を改正する訓令

津市文書管理規程（平成 1 8 年津市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 号中「本市、市長及び副市長あての文書並びに」及び「、これらの文書の余白に収受印を押して」を削り、同条第 5 号中「、すべて開封した後」を削り、同号に次のように加える。

オ 特定記録郵便、レターパック等差出人が郵便の到達状況を確認できる
文書

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 1 1 条関係）

特 殊 文 書 収 受 簿

月 日	種 別	課 名	発 信 先	受領印	備 考

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 8 年芸濃町告示第 6 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

楠原区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 2 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
中瀬古自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 8 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年芸濃町告示第 4 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
岩原区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 1 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 5 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
市場自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 5 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について、別紙のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	NHK放送文化研究所(一般社団法人中央調査社)	2025年全国放送サービス接触動向調査	令和7年5月8日	港町、海岸町 7歳以上の日本人男女 15名
2	公共財団法人新聞通信調査会(一般社団法人中央調査社)	第18回メディアに関する全国世論調査	令和7年5月8日	久居東鷹跡町 満18歳以上の日本人男女 21名
3	日本放送協会(株式会社野村総合研究所、一般社団法人中央調査社)	テレビ視聴に関する調査	令和7年5月8日	久居北口町 16歳以上の日本人男女 14名
4	内閣府大臣官房政府広報室(一般社団法人中央調査社)	移植医療に関する世論調査	令和7年5月22日	納所町 満18歳以上の日本人男女(平成19年6月末日までに生まれた者) 16名
5	内閣府経済社会総合研究所(一般社団法人新情報センター)	消費動向調査	令和7年5月22日	栄町一丁目、栄町二丁目、上浜町六丁目、大谷町、観音寺町、広明町、鳥居町 日本人男女 71名
6	朝日新聞社(一般社団法人中央調査社)	2025年新聞およびWeb利用に関する総合調査	令和7年6月18日	一身田上津部田、長岡町 満15歳以上の日本人男女 52名
7	内閣府大臣官房政府広報室(一般社団法人中央調査社)	気候変動に関する世論調査	令和7年7月15日	押加部町 満18歳以上の日本人男女(平成19年8月末日までに生まれた者) 16名
8	内閣府大臣官房政府広報室(一般社団法人中央調査社)	外交に関する世論調査	令和7年7月15日	一身田町 満18歳以上の日本人男女(平成19年8月末日までに生まれた者) 16名
9	総務省(一般社団法人輿論科学協会)	通信利用動向調査	令和7年7月17日	桜橋一丁目、長岡町、久居烏木町、安濃町妙法寺 令和7年4月1日現在20歳以上の男女筆頭世帯構成員 172名
10	内閣府大臣官房政府広報室(一般社団法人中央調査社)	社会意識に関する世論調査	令和7年7月31日	江戸橋一丁目 満18歳以上の日本人男女(平成19年9月末日までに生まれた者) 16名
11	こども家庭庁生育局母子保健課(一般社団法人中央調査社)	令和7年度乳幼児栄養調査	令和7年7月31日	夢が丘一丁目、夢が丘二丁目 0歳以上6歳未満の男女(令和元年6月1日から令和7年5月31日までに生まれた者) 20名
12	NHK放送文化研究所(株式会社日本リサーチセンター)	2025年国民生活時間調査	令和7年8月7日	南中央、上弁財町津興、本町 10歳以上の男女(平成27年12月31日までに生まれた者) 24名
13	日本銀行(株式会社日本リサーチセンター)	生活意識に関するアンケート調査(第104回)	令和7年8月13日	河芸町東千里、河芸町南黒田 20歳以上の男女(平成17年10月31日までに生まれた者) 15名
14	公共財団法人笹川スポーツ財団(株式会社日本リサーチセンター)	活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査2025	令和7年9月4日	西古河町、八町一丁目 20歳から79歳の男女(昭和20年11月2日から平成16年11月1日までに生まれた者) 30名
15	桜美林大学(一般社団法人中央調査社)	若者と高齢者の共生に関する調査	令和7年9月11日	観音寺町 25歳から39歳(昭和60年11月1日から平成12年10月末日までに生まれた者)と65歳から90歳(昭和9年11月1日から昭和35年10月末日までに生まれた者)の日本人男女 16名
16	一般財団法人ゆうちょ財団(一般社団法人中央調査社)	第7回くらしと生活設計に関する調査	令和7年9月11日	野田 満20歳以上の日本人男女(平成17年10月末日までに生まれた者) 20名
17	内閣府孤独・孤立対策推進室(株式会社サーベイリサーチセンター)	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	令和7年9月17日	白塚町 令和7年12月1日に満16歳以上の男女 50名
18	内閣府大臣官房政府広報室(一般社団法人中央調査社)	自衛隊・防衛問題に関する世論調査(附帯調査:更生保護制度)	令和7年9月24日	雲出伊倉津町 満18歳以上の日本人男女(平成19年10月末日までに生まれた者) 16名
				一志町庄村

19	NHK放送文化研究所(一般社団法人中央調査社)	全国メディア意識世論調査	令和7年9月24日	16歳以上の男女（平成21年10月末日までに生まれた者） 12名
20	農林水産省（一般社団法人中央調査社）	令和7年度食育に関する意識調査	令和7年9月24日	久居野村町 満20歳以上の日本人男女（平成17年9月末日までに生まれた者） 21名
21	こども家庭庁（株式会社日本リサーチセンター）	こども・若者総合調査	令和7年10月9日	藤方 10歳から39歳の男女（昭和60年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者） 67名
22	独立行政法人労働政策研究・研修機構（一般社団法人中央調査社）	第9回勤労者生活調査	令和7年10月16日	津興 20歳以上の日本人男女（平成17年10月末日までに生まれた者） 19名
23	内閣府政策統括官（一般社団法人中央調査社）	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する意識調査	令和7年10月16日	榊原町 満18歳以上の日本人男女（平成19年10月末日までに生まれた者） 15名
24	消費者庁（株式会社ナビット）	令和7年度 消費者意識基本調査	令和7年10月20日	一身田平野 満15歳以上の日本人男女 25名
25	一般社団法人日本頭痛学会（一般社団法人新情報センター）	片頭痛に関する全国疫学調査	令和7年11月5日	雲出長常町 満16歳から74歳の日本人男女（昭和26年1月1日から平成21年12月31日に生まれた者） 25名
26	株式会社野村総合研究所（一般社団法人中央調査社）	テレビ視聴に関する調査	令和7年11月6日	白山町南家城 16歳以上の日本人男女（平成21年12月末日までに生まれた者） 14名
27	文化庁（一般社団法人中央調査社）	令和7年度国語に関する世論調査	令和7年11月6日	大里山室町 満16歳以上の日本人男女（平成21年12月末日までに生まれた者） 18名
28	名古屋大学大学院医学系研究科（一般社団法人中央調査社）	健康状態や健康行動についての調査	令和7年11月19日	藤方 40歳以上59歳以下の日本人男女（昭和41年3月1日から昭和61年2月28日までに生まれた者） 254名
29	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（株式会社日本リサーチセンター）	日本人の国民性 第15次全国調査	令和7年12月2日	上弁財町、南中央、本町 20歳から84歳の男女（昭和16年1月1日から平成17年12月31日までに生まれた者） 20名
30	国立大学法人大阪大学産業科学研究所（一般社団法人中央調査社）	高校生およびその保護者に対するアンケート調査	令和8年1月22日	豊が丘1丁目、豊が丘2丁目、豊が丘3 日本人男女（平成21年4月2日から平成22年4月1日まで生まれた者） 14名
31	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（一般社団法人新情報センター）	社会意識と価値観に関する全国調査	令和8年1月22日	久居万町 20歳以上75歳未満の男女（令和7年12月31日現在） 20名
32	公共財団法人生命保険文化センター（一般社団法人中央調査社）	2026年度 人生100年時代における生活設計に関する調査	令和8年2月25日	八町一丁目 日本人男女（昭和41年3月末日までに生まれた者） 35名
33	NHK放送文化研究所(一般社団法人中央調査社)	外国人に関する意識調査（国際化と外国人に関する意識調査）	令和8年2月25日	久居桜が丘町 日本人男女（平成20年4月末日までに生まれた者） 12名
34	日本銀行（株式会社日本リサーチセンター）	生活意識に関するアンケート調査（第106回）	令和8年3月12日	緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、南が丘1丁目 20歳以上の男女（平成18年4月30日までに生まれた者） 15名

津市告示第 1 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 1 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
岡南区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 2 日の通常総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

太田地区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日からから就任することになったため。

津市告示第 1 0 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 5 年津市告示第 2 6 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
今徳区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

山出地区自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 1 1 号

次の領収印は、無効であることを告示する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 無効となった領収印

名 称	形 式	寸 法 (mm)
津市現金取扱員・領収印		直径 2 5 (mm)

2 無効となった日

令和 8 年 4 月 1 日

津市告示第 1 1 2 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第 4 1 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

私立認定こども園（幼保連携型）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
社会福祉法人自由学苑福祉会	認定こども園久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1	令和 8 年 4 月 1 日
学校法人野辺野学園	のべの幼稚園	津市久居二ノ町 1 8 5 5 番地	令和 8 年 4 月 1 日

津市告示第 1 1 3 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 6 条の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 4 1 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

公立幼稚園

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
津市	津市立密柑山幼稚園	津市久居北口町 5 5 4 番地 2	令和 8 年 3 月 3 1 日
津市	津市立のむら幼稚園	津市久居野村町 5 4 2 番地 3	令和 8 年 3 月 3 1 日
津市	津市立千里ヶ丘幼稚園	津市河芸町千里ヶ丘 1 3 番地	令和 8 年 3 月 3 1 日

津市告示第 1 1 4 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第 4 1 条の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

私立幼稚園

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
学校法人大 川学園	大川幼稚園	津市大谷町 2 4 0 番地	令和 8 年 4 月 1 日
学校法人大 川学園	津西幼稚園	津市河辺町 2 2 7 3 番 地 8	令和 8 年 4 月 1 日

津市告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年美杉村告示第 1 2 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

不動之口自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の通常総会において改選されたため。

津市告示第 1 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

地方公共団体情報システム機構

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都千代田区一番町 2 5 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

(1) 住民票の写し（本人分・同一世帯員分）交付手数料

(2) 印鑑登録証明書（本人分）交付手数料

(3) 所得・課税証明書（最新年度分の本人分）交付手数料

(4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
交付手数料

(5) 戸籍の附票の写し（全部・一部）交付手数料

3 公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 3 月 2 9 日

4 委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 1 7 号

下記の者の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)、配当計算書(謄本)及び充当明細書は、住所及び居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年4月22日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書(謄本)、配当 計算書(謄本)及び充当 明細書

津市告示第 1 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
小西地区
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 8 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第119号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

モーターボート競走施行に関する電話投票事務

2 受託者

東京都港区六本木五丁目16番7号

一般財団法人 BOATRACE 振興会

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第 1 2 0 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、場間場外発売の精算事務に係る支出事務及び総合払戻に関する支出事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会
 - (2) 住所又は事務所の所在地
東京都港区六本木五丁目 1 6 番 7 号
- 2 委託事務
 - (1) モーターボート競走施行に伴う場間場外発売の精算事務に係る支出事務の委託
 - (2) 総合払戻に関する支出事務の委託
- 3 委託事務に係る歳入等
舟券発売金
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 6 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
高座原自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美里村告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
穴倉区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
老ヶ野地区
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 2 4 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 の 2 の規定に基づき、同法第 3 0 条の 1 1 の施設等利用給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第 5 8 条の 1 1 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

私立認定こども園（幼保連携型）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
社会福祉法人 自由学苑福祉 会	認定こども園久居保 育園	津市久居西鷹跡 町 3 6 5 番地 1 1	令和 8 年 4 月 1 日

津市告示第 1 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 5 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

中野自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所施設の維持管理
- (4) 福祉の増進
- (5) 教育と文化の向上
- (6) 防犯、防火活動
- (7) 災害時における災害情報の連絡、応急処置
- (8) その他本会の発展に必要な事項

3 区域

本会の区域は、津市美杉町竹原 2 9 1 9 番地から 3 4 6 5 番地 1 までの区
域とする。

4 主たる事務所の所在地

三重県津市美杉町竹原 3 1 9 9 番地

5 代表者の氏名及び住所

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び
第 6 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和8年4月20日

津市告示第 1 2 6 号

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇	令和 6 年度国民健康保険料督促状第 5 期から第 9 期まで

津市告示第 1 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 3 0 年津市告示第 1 3 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
中山自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

豊里第二団地自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 4 日

3 変更の理由

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和 8 年 4 月 4 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人津市シルバー人材センター

(2) 住所又は事務所の所在地

津市三重町津興 4 3 3 番地 7

2 委託した公金事務に係る歳入等

(1) 津市久居総合福祉会館使用料

(2) コピー使用料

(3) 電話使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第130号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

発券機等運用管理業務

2 受託者

津市高茶屋小森上野町1327番地

日本トーター株式会社津事業所

3 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

津市告示第 1 3 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき、同法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

私立保育所

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	三重中央医療センターひまわり保育所	津市久居明神町 2 1 5 8 番地 5	令和 8 年 3 月 3 1 日

津市告示第 1 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 6 年津市告示第 7 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

かわきた苑自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 9 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 5 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を変更しますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 8 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 8 年 4 月 1 6 日から令和 8 年 4 月 2 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 4 5 分から午後 4 時まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 5 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度営建整第1－19号 津偕楽公園蒸気機関車上屋新築工事に係る地質調査業務委託					
業 務 場 所	津市広明町地内					
業 務 概 要	機械ボーリング 28m					
期 間	契約締結日から起算して 89 日間					
発 注 業 種	地質調査					
参 加 資 格 関 連 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門	地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年4月23日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月12日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月15日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月20日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	6,734,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有		部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿掲載予定であること。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和8年度南公維第1号 中央みのり公園改修工事				
工 事 場 所	津市一志町みのりヶ丘地内				
工 事 概 要	遊具組立設置工 1基				
工 期	契約締結日から起算して 125 日間				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 久居	【地区】 一志・久居・白山・美杉	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 安芸	【地区】 河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】 A 1 ・ A 2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 A 1 ・ A 2	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年4月23日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月12日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月15日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月20日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	5,125,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行案件です。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	津図書館	
工 事 名	令和8年度図書第2－1号 津市久居ふるさと文学館給水設備取替修繕				
工 事 場 所	津市久居東鷹跡町地内				
工 事 概 要	給水設備取替修繕 加圧給水ポンプユニット2.2kW×2台 1組 ※上記に係る機械設備修繕 一式				
工 期	契約締結日から起算して 106 日間				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】 C・B・A	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】白山・美杉	【格付】 C	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年4月23日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月12日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日		から	令和8年5月15日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月20日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	4,217,000 円（税抜き）				
最低制限価格	無	積 算 内 訳 書		要	
契約保証金	免 除	入 札 保 証 金		免 除	
前 金 払	有	部 分 払		無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和7年度宮久地補第1－18号 久居こどもの遊び場づくり事業に伴う新築工事設計業務委託					
業 務 場 所	津市戸木町地内					
業 務 概 要	新築 パークセンター 鉄骨造 平家建 延面積 326m2 大屋根 鉄骨造 平家建 延面積 504m2 活動小屋 木造 平家建 延面積 40m2 駐輪場 アルミニウム合金造 平家建 延面積 140m2 ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結日から起算して 253 日間					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 関 係 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント		部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件	一級建築士の資格を有する技術者を2人以上有すること					
設 計 図 書 等 関 係 事 項	提 出 期 限	令和8年5月13日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月18日	津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）又はFAX 059－229－3333				
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月22日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月27日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	20,948,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有		部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・本件は津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和7年度営教施補第44号 津市立立成小学校長寿命化改修工事			
工 事 場 所	津市久居野村町地内			
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、内外装改修、塗装改修、電灯設備) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結日から起算して 177 日間			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和8年5月13日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年5月18日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月22日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月27日 午前9時10分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	94,718,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営生学教施補第4号 安濃放課後児童クラブ整備に伴う津市立安濃小学校改修工事				
工 事 場 所	津市安濃町内多地内				
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 176 日間				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年5月13日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月18日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日		から	令和8年5月22日 まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月27日 午前9時20分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	71,034,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免 除		
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和8年度営繕総第5号 津市本庁舎議会棟音響設備改修工事			
工 事 場 所	津市西丸之内地内			
工 事 概 要	音響設備改修 音声制御ラック 1面 マイクユニット 一式 ワイヤレスマイク設備 一式 ※上記に係る電気設備工事等 一式			
工 期	契約締結日から起算して 232 日間			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年5月13日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで	
	回 答 日	令和8年5月18日	津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階)又はFAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月22日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月27日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	69,217,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入 札 保 証 金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和8年度営教施第6号 津市立橋南中学校消防設備改修工事				
工 事 場 所	津市上弁財町津興地内				
工 事 概 要	拡声設備改修 非常放送アンプ 30局 270W 1台 火災報知設備改修 P型1級複合受信機 50回線 1面 ※上記に係る電気設備工事等 一式				
工 期	契約締結日から起算して 155 日間				
発 注 業 種	消防施設				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
		専門技術者	消防設備士甲種第4類の資格を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和8年5月13日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月18日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) 又は F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月22日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和8年5月27日 午前9時40分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室				
予 定 価 格	33,743,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有	積 算 内 訳 書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入 札 保 証 金	免 除	
前 金 払	有	部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出することができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて (令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

津市公告第 5 2 号

令和 8 年度津市職員採用試験（6 月試験）を次のとおり実施します。

令和 8 年 4 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
事 務 職	二十 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和9年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校及び中学校の卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	平成3年4月2日以 降平成21年4月1 日までに出生の人
技（ 土 術 木 職）	五 人 程 度	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1) ア又はイに掲げる人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和9年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 市長がアに掲げる人と同等の資格があると認める人 (2) 土木に係る専門課程を履修（※）した人又は1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する人（令和9年3月末までに修了・取得見込みの人を含む。）	平成3年4月2日以 降出生の人
技（ 建 術 築 職）	二 人 程 度	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1) ア又はイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和9年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 市長がアに掲げる人と同等の資格があると認める人 (2) 建築に係る専門課程を履修（※）した人又は1級若しくは2級建築士の資格を有する人（令和9年3月末までに修了・取得見込みの人を含む。）	
技（ 電 術 気 職）	二 人 程 度	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1) ア又はイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和9年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 市長がアに掲げる人と同等の資格があると認める人 (2) 電気に係る専門課程を履修（※）した人又は1級若しくは2級電気工事施工管理技士の資格を有する人（令和9年3月末までに修了・取得見込みの人を含む。）	

保 育 士	十 五 人 程 度	保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は令和9年3月末までに有する見込みの人 なお、幼稚園教諭普通免許状については、令和9年4月1日時点で有効であること	平成3年4月2日以降 出生の人
保 健 師	二 人 程 度	保健師免許を有する人（令和9年3月末までに実施される保健師国家試験により同免許を取得見込みの人を含む。）	
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 土木、建築又は電気に係る専門課程を履修した学校等は最終に卒業（卒業見込みを含む。）した学校等と同一である必要はありません。

※ 受験資格以外の採用に係る事項については、8頁「7 合格から採用まで」をご確認ください。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
技 術 職 (土 木)	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 (建 築)	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
技 術 職 (電 気)	施設等に係る設計、施工・維持管理等の電気に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等、幼稚園その他の施設における児童の保育業務、幼児教育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

3 受験手続等

原則、電子申請（インターネットによる申込み）となります。

※ インターネットの利用環境が整わない等、やむを得ない事情により電子申請ができない場合については、郵送により対応しますので、5頁（5）をご参照ください。

（1）事前に準備するもの

ア パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）

推奨環境は下記のとおりです（推奨環境がない場合、電子申請ができないことがあります。）。

Google Chrome 最新版

Microsoft Edge 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ 一部の機能は PDF を閲覧できる環境が必要です。

イ 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。

ウ 顔写真データ（受験票用）

次頁「（３）エ 本登録②」をご確認ください。

エ 受験票を印刷するためのプリンタ

プリンタがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。

（２）受付期間

令和８年５月１日（金）午前８時４５分から令和８年５月２９日（金）午後４時まで

※ 受付開始日及び終了日を除き、２４時間受付可能です。

※ 受付期間終了直前は、サーバーが混み合うこと等により申込みに時間がかかるおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。

※ 申込み中に受付期間が終了すると、システム上はエントリーが完了する場合がありますが、受付期間を過ぎた申込みは受け付けることができません。

（３）申込手順

ア 申込サイトへアクセス <https://secure.bsmrt.biz/tsucity/u/job.php>

津市ホームページからの申込みの場合、「市政情報→職員・採用→新規採用職員の募集→令和８年度（令和９年度採用予定）津市職員採用試験（６月試験）→受験申込フォームへ」から申込み（申込専用サイトへ接続）を行ってください。

こちらからも申込みができます



イ 事前登録

① 「令和８年度津市職員採用試験（６月試験）事務職等」内の希望する職種を選択してください。その後、受験資格等をご確認のうえ、エントリーを選択してください。

② 個人情報の取扱いに関する規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面に進んでください。

③ 設問に従い、必要事項をすべて入力してください。入力内容に誤りがないか確認のうえ、パスワードを設定してください。

※ パスワードは英大文字、英小文字及び数字を全て組み合わせて、１０字以上３２字以内での作成が必要です。

※ パスワードは忘れないように必ずメモをしてください。パスワード忘れ等による申込みの遅滞については、責任を負いかねます。

※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。

ウ マイページへログイン

① 登録したメールアドレスに「事前登録完了のお知らせ」が送付されているか確認してください。

② メール本文の中に、システムで自動割り当てされた個人 ID が記載されていますので、メモやメールを保存する等の方法で、必ず控えておいてください（個人 ID とパスワードは、受験申込み、受験票の印刷等、以後の手続きにも必要となります。）。

③ メール本文内の URL にアクセスし、個人 ID と事前登録で設定したパスワードを入力して申込サイトのマイページにログインしてください。

※ マイページへのログインは事前登録完了後 2.4 時間以内に行ってください。2.4 時間を過ぎると個人 ID が無効となりますのでご注意ください。

※ この段階はまだ仮登録状態です。受験申込みは完了していませんので、次頁「エ 本登録」の説明に沿って、申込みを完了してください。

エ 本登録

- ① マイページ内のメニュー「エントリー入力」を選択し、住所や学歴等、各項目に入力してください。
 - ※ 必須項目は必ず入力してください。その他の項目についても該当がある場合は入力してください。
 - ※ 入力内容に不備・不足が無いように、各項目の内容をよく読み、入力してください。
- ② 顔写真欄に、顔写真データ（受験票用）をアップロードしてください（エントリーページ最下部）。
 - ※ 顔写真データは、受験票に印刷されます。本人確認のために使用する重要なものとなるため、印刷した顔写真を撮影したものや、背景が無背景となっていないものは、使用しないでください。
 - ※ 申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身（胸部より上）正面向で撮影された画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。
 - ※ ファイル形式は、「.jpg」又は「.jpeg」のみとなります。
 - ※ 画像サイズは縦100ピクセル×横75ピクセル～縦480ピクセル×横360ピクセル、縦横比4×3、添付可能ファイルサイズは最大2MBまでです。
 - ※ 一部スマートフォンからはアップロードできない場合があります。その場合はパソコンからアクセスし、アップロードしてください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面に遷移します。入力内容に誤りがないか確認のうえ、「エントリー」を選択してください。

オ 申込完了

上記手順ア～エのすべてが正常に終了した人は、申込完了となります。

- ① 登録したメールアドレスに、「【津市役所】申込完了のお知らせ」が送付されているか確認してください。
- ② 職種以外の内容はマイページ内のメニュー「エントリー修正」から修正することができますが、本市が申込内容の審査を終えた申込みについては、「エントリー修正」が表示されませんので、修正することができません。修正の必要がある場合は、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）までご連絡ください。
- ③ 申込期間中に申込みが完了しなかった場合は受験できません。
 - ※ 受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のため、サーバーを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合うおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。
 - ※ 申込み中に受付期間が終了すると、システム上はエントリーが完了する場合がありますが、受付期間を過ぎた申込みは受け付けることができません。
 - ※ 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんのでご注意ください。
 - ※ 申込内容に不備がある場合等は、電話又はメールで問い合わせをすることがあります。その場合、マイページにログインして申込内容の修正を行ってください。

（４）受験票の印刷手順

ア マイページにログイン

受付締切後、令和8年6月12日（金）に「受験票発行のご案内」をマイページに通知しますので、マイページにログインし、到着を確認してください。

- ※ 令和8年6月17日（水）までに上記通知が届かない場合は、必ず津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

イ 受験票の印刷

マイページ内のメニュー「受験票」を選択し、受験票を白色のA4サイズ（縦：29.7cm、横：21cm）の用紙に印刷した後、切り取り線に沿って切り取ってください（白黒印刷可）。試験名、試験区分、受験番号、氏名、試験会場、試験科目、試験時間及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。

ウ 受験票への署名

受験票に記載されている事項及び受験案内の受験資格を再度確認し、申込者本人が署名して、受験票を各試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

(5) やむを得ない事情により電子申請ができない場合

受験申込みは、原則、電子申請（インターネットによる申込み）となりますが、やむを得ない事情（ア「やむを得ない事情について」参照）により電子申請ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

上記の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）に連絡のうえ、最終頁にある「電子申請申出書の各項目すべてを記入し、提出してください。」

また、本申出書を提出する場合においても、申出内容を基に、当市においてエントリーシートを作成しますので、12頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」を必ずご確認ください、申出書の「1. 利用規約について」に同意（☒を記入）をお願いします。

ア やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・その他インターネットに通信可能な場所を利用できない（例：学校や公共施設内のフリーパソコン等）。

イ 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで

ウ 提出書類

① 電子申請申出書（最終頁）----- 1通

※ 切り取り線に沿って、申出書を受験案内から切り離し、使用してください。

※ 申出書に写真をはり付けてください。なお、写真は申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身（胸部より上）正面向を撮影した縦45mm、横35mmの大きさとし、裏面に氏名を記入）。

※ 記入例（13頁）を参考に正しく作成してください。

※ 申出書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

② 返信用封筒----- 2通

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否通知を送付しますので、110円切手をはり付け、宛先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

エ 提出方法

① 上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験電子申請申出書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により、次の送付先まで送付してください。

② 令和8年5月29日（金）午後4時までに、津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみを受け付けます。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課宛

※ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについては、受付を行わないため、申出書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

③ 令和8年6月12日（金）に、受験票及び第1次試験の案内を発送します。令和8年6月17日（水）までに受験票等が届かない場合は、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

(6) その他

ア 申込内容に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください（郵送の場合、受付は行わず、書類を返信用封筒により返却します。）。

イ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する場合、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）までご連絡ください。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・事務適性検査
技 術 職 (土 木)	教養試験・専門試験・職場適応性検査
技 術 職 (建 築)	
技 術 職 (電 気)	
保 育 士	教養試験・専門試験
保 健 師	教養試験・専門試験・職場適応性検査

(2) 試験の内容

試 験 科 目		試 験 の 内 容
教 養 試 験		時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式（マークシート方式）による筆記試験
事 務 適 性 検 査		事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるための択一式（マークシート方式）による筆記検査
専 門 試 験	技 術 職 (土 木)	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
	技 術 職 (建 築)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
	技 術 職 (電 気)	数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・情報に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
	保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験（障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。）
	保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
職 場 適 応 性 検 査		公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみるための択一式（マークシート方式）による筆記検査

※ 教養試験及び専門試験（技術職（土木・建築・電気））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

(3) 試験日

令和8年6月21日（日）

(4) 試験場所

ア 三重会場 津市立三重短期大学（津市一身田中野 1 5 7 番地）ほか

イ 東京会場 ホテルルポール麹町（東京都千代田区平河町 2 - 4 - 3）

※ 第 1 次試験の受験会場は、三重、東京会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。本登録内の設問「受験会場」で、第 1 次試験の受験希望会場を選択していただき、当該希望を基に決定します。決定した受験会場は受験票に記載されますので、必ずご確認ください。また、東京会場については、応募人数により希望に添えず、三重会場となる場合もあります。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）（予定）に、津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載します。併せて、受験者のマイページに可否を通知（電子申請が困難な場合に該当する方は郵送）します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第 1 次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 事務職及び保育士

ア 試験科目・試験日

職 種	試 験 科 目	試 験 日（予 定）
事務職	口述試験（個人面接）	令和 8 年 7 月 1 8 日（土） 又は 令和 8 年 7 月 1 9 日（日）
	実地試験（グループワーク） ケース記述試験 職場適応性検査	令和 8 年 7 月 2 0 日（月・祝）
保育士	実技試験（個人実技・ グループワーク・レポート 作成） 職場適応性検査	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

※ 詳細については、第 1 次試験の結果発表の際に通知します。

イ 試験場所

第 1 次試験の結果発表の際に通知します。

ウ 結果発表

令和 8 年 8 月初旬（予定）に、津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載します。

併せて、受験者のマイページに可否を通知（電子申請が困難な場合に該当する方は郵送）します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

(2) 技術職（土木・建築・電気）及び保健師 ※ 第 2 次試験が最終試験

ア 試験科目・試験日

試 験 科 目	試 験 日（予 定）
口述試験（個人面接）	令和 8 年 7 月 1 8 日（土） 又は 令和 8 年 7 月 1 9 日（日）
実地試験（グループワーク）	令和 8 年 7 月 2 0 日（月・祝）

- ※ 第2次試験の受験日に最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
- ※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

イ 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

ウ 結果発表（最終合格発表）

令和8年8月初旬（予定）に、津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載します。
併せて、受験者のマイページに可否を通知します。
また、最終合格者発表は郵送でも通知しますのでご確認ください。
なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

6 第3次試験（事務職及び保育士のみ）

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

（1）試験科目

- ア 口述試験（個人面接）・・・事務職及び保育士
- イ 集団討議・・・事務職

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

（2）試験日

令和8年8月中旬

- ※ 第3次試験の受験日に最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
- ※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

（3）試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

（4）結果発表（最終合格発表）

令和8年8月下旬（予定）に、津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載します。
併せて、受験者のマイページに可否を通知します。
また、最終合格者発表は郵送でも通知しますのでご確認ください。
なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- （1）最終合格者については、令和9年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。
- （2）上記（1）の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。
なお、当該繰上げを行う期間は、令和10年3月31日までとします。
- （3）受験資格を満たさない場合又は申込内容に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- （4）日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。
- （5）令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童福祉施設等の従業者のうちこどもの教育又は保育に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ア 保育士以外について
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基

づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。

なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

イ 保育士について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。

なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

8 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	242,000円	273,900円
大学卒（保健師養成所卒含む。）	232,000円	262,500円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	219,400円	248,300円
高等学校卒又は中学校卒（18歳の場合）	206,700円	233,900円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る令和8年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てて表記しています。）。また、時間外勤務手当については、令和7年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（令和7年度実績4.65月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

9 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（例）児童福祉施設（保育所、認定こども園）に勤務する保育士の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時15分から午後6時30分までのうち7時間45分（施設により異なる場合があります。）

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、自己啓発休業及び修学部分休業等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、専門研修、階層別研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

10 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 併願について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否に影響することはありません。

(3) 試験日程等の変更について

災害や天候等によっては、試験日程等を変更する場合があります。津市ホームページ又はマイページでお知らせしますので必ず事前にご確認ください。

(4) 問い合わせ

この試験の詳細や障がい等を理由とした職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

メールアドレス（229-3106@city.tsu.lg.jp）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について

登録フォームにご登録いただく個人情報の取扱いに関する規約

1. 登録フォーム

登録フォームとは、津市役所（住所：津市西丸之内 23 番 1 号）がインターネット上の人材採用サイトにて提供する、個人情報の入力・送信フォームを指します。

2. 個人情報の取得及び利用の目的

- ・津市役所は登録フォームを通じて、当市に勤務する職員を採用する目的で、必要な範囲において個人情報を取得いたします。
- ・取得した個人情報は、当市の人材採用以外の目的には一切利用いたしません。

3. 個人情報の取扱いの委託・提供

- ・津市役所は、第 2 項記載の目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取得・分析、その他の処理を委託する場合があります。
- ・以下の場合を除き、取得した個人情報を当該応募者の同意を得ずに第三者に開示・利用・提供をしません。
 - 1) 法令に基づく場合
 - 2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
 - 4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報の管理

- ・津市役所は、第三者が取得した個人情報に不当に触れることがないように、合理的な範囲で厳重に管理いたします。
- ・応募者の個人情報の閲覧は、個人情報の適切な取扱いに関する教育を受け、津市役所が認めた者に限定します。

5. 個人情報の管理責任者

- ・下記の職種以外 津市総務部人事課 人事課長
- ・消防職 津市消防本部消防総務課 消防総務課長
- ・幼稚園教諭及び養護教諭 津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育総務課長

6. 個人情報の統計的利用

当市は、取得させていただいた個人情報を個人が特定できないような形で統計的に処理し、統計、分析その他の目的で利用させていただきますことがあります。

7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

津市は、当市に勤務する職員を採用する目的で個人情報を取得しており、必要事項を入力いただけない場合は、選考できないことがあります。

8. 個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去

- ・応募者より本人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼があった場合、法令に従い、遅滞なく対応いたします。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・削除・利用停止・消去依頼方法は、登録 ID、氏名、依頼内容を記載の上、第 9 項の連絡先宛に電子メールで送信してください。津市は登録時のメールアドレスからの受信と、その後のメールでの依頼内容確認に対する返信により、本人確認とします。
- ・個人情報の訂正・追加を希望する場合は、訂正・追加を反映した最新の個人情報を前回と同じメールアドレスを入力の上、登録フォームより再送信することで津市は訂正・追加を受け付けいたします。津市役所は前回と同じメールアドレスでの登録により、本人確認とします。
- ・代理人からの利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼については、前述の手続きの他、法的に委任されたことが確認できる内容の委任状(書式自由)を別途、第 9 項連絡先宛に郵送してください。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等に関連し郵送料等の実費が発生する場合には、応募者負担とします。

9. 連絡先

個人情報の取扱いについてのご連絡は、以下メールアドレス宛に電子メールでご連絡ください。

- ・下記の職種以外
津市総務部人事課 229-3106@city.tsu.lg.jp
(〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号)
- ・消防職
津市消防本部消防総務課 254-0351@city.tsu.lg.jp
(〒514-1101 津市久居明神町 2276 番地)
- ・幼稚園教諭及び養護教諭
津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課 229-3292@city.tsu.lg.jp
(〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号)

記入例

令和8年度津市職員採用試験(6月試験)(令和9年度採用予定) 電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情及び利用規約の内容をご確認いただいたうえで、チェックボックスにチェックを入れてください。

※すべてに該当しない場合は、本申出書は使用できません。

やむを得ない事情で電子申請(インターネットによる申込み)ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。
また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課(電話番号059-229-3106)までご連絡ください。

＜提出前にチェック(☑を記入)してください。＞

- ☒ 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する(例: パソコン・スマートフォンを所持していない。)
☒ 事前に津市総務部人事課に連絡し、案内を受けている。

1. 利用規約について

☒ 令和8年度津市職員採用試験6月試験(令和9年度採用予定)受験案内の12頁「電子申請(インターネットによる申込み)に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

2. 応募者マイページ仮登録情報

(フリガナ)	ツ シ タ ロ ウ	性別(任意)	受験する職種を確認して☑印をしてください。	顔写真
氏名	津市 太郎	男性 女性	☒ 事務職 ☐ 技術職(土木) ☐ 技術職(建築) ☐ 技術職(電気) ☐ 保育士 ☐ 保健師	
メールアドレス	229-3106@city.tsu.lg.jp			
電話	059 - 229 - 3106	携帯電話	090 - 1234 - 5678	

写真の裏面に、氏名を記入してください。

3. 本登録情報

現住所	郵便番号 514 - 8611
住所フリガナ	ツ シ ニシ マル ノ ウチ
津市西丸之内23番1号	
緊急連絡先(家族の住所等)	生年月日
郵便番号 - ☑上記と同じ	令和9年4月1日現在
電話(-)	昭和 8年 9月 1日 (満 30 歳) (日本国籍を有しない人: 西暦 年 月 日)
学歴(最終学歴から順に高等学校(最終学歴が中学校の人は中学校)までの期間を記入してください。)	

学歴・職歴は、直近の歴から順に、正確に記入してください。
(在学期間や在職期間、勤務形態等が抜けていると記入漏れになります。)

職歴がない場合は「なし」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

学校名	学部	学科・専攻	年制	在学期間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
〇〇大学	△△学部	□□学科	4年制	平成 27年 4月 ~ 令和 31年 3月	卒/修了 () 年中退 卒見/修見 () 年在学
立〇〇高等学校		普通科	3年制	平成 24年 4月 ~ 令和 27年 3月	卒/修了 () 年中退 卒見/修見 () 年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	卒/修了 () 年中退 卒見/修見 () 年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	卒/修了 () 年中退 卒見/修見 () 年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	卒/修了 () 年中退 卒見/修見 () 年在学

(直近(現在含む。))から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)

勤務先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在職期間
(例) 〇〇建設	営業部営業課	正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他()	平成 5年 5月 ~ 令和 現在
〇〇市役所	建設課	正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他()	平成 31年 4月 ~ 令和 4年 4月
		正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他()	平成 年 月 ~
		正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他()	平成 年 月 ~

アルバイト等も含めてすべて記入してください(在学期間中のアルバイト等は不要です。)

申込書提出時点において在職している場合は、在職期間に「現在」と記入してください。

各種資格・免許(取得見込みも記入、ない場合は「なし」と記入) ※保健師の受験者は、受験に必要な資格を必ず記入

【保育士受験の方】 保育士登録	年月・取得 取得見込み	【保健師受験の方】 保健師免許	年月・取得 取得見込み	普通自動車免許	H28年 6月・取得 取得見込み
【保育士受験の方】 幼稚園教諭普通免許	年月・取得 取得見込み	必ず記入してください。			年月・取得 取得見込み
国籍	☑日本国籍 □日本国籍以外 ⇒ 在留資格 ()		受験会場	☑三重会場 □東京会場	

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

欠格事項

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がこと及び令和8年度津市職員採用試験6月試験受験案内(令和9年度採用予定)の記載内容等を了承した上で、津市職員を受験したいので、表記のとおり申し込みます。
なお、私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

必ず記入してください。

令和 8 年 5 月 17 日

氏名 津市 太郎

日本国籍を有しない人は記入してください。

電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情で電子申請(インターネットによる申込み)ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課(電話番号059-229-3106)までご連絡ください。

＜提出前にチェック(☑を記入)してください。＞

- ☐ 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する(例: パソコン・スマートフォンを所持していない。)。 ☐ 事前に津市総務部人事課に連絡し、案内を受けている。

1. 利用規約について

☐ 令和8年度津市職員採用試験6月試験(令和9年度採用予定)受験案内の12頁「電子申請(インターネットによる申込み)に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

2. 応募者マイページ仮登録情報

フリガナ 氏 名	性別 (任意) 男・女	受験職種 受験する職種を確認して☑印をしてください。 ☐ 事務職 ☐ 技術職(土木) ☐ 技術職(建築) ☐ 技術職(電気) ☐ 保育士 ☐ 保健師	顔写真
メールアドレス	・申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身(胸部より上)正面を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。		
電 話	- -	携帯電話	- -

3. 本登録情報

現住所 住所フリガナ	郵便番号	-
・写真の裏面に氏名を記入してください。		

緊急連絡先(家族の住所等)	生年月日
郵便番号 - □上記と同じ	令和9年4月1日現在
電 話(- -)	昭和 年 月 日 (満 歳) (日本国籍を有しない人: 西暦 年 月 日)

学歴(最終学歴から順に高等学校(最終学歴が中学校の人は中学校)までの期間を記入してください。)

学 校 名	学 部	学科・専攻	年制	在 学 期 間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
				平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月	・卒/修了 ()年中退 ・卒見/修見 ()年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月	・卒/修了 ()年中退 ・卒見/修見 ()年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月	・卒/修了 ()年中退 ・卒見/修見 ()年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月	・卒/修了 ()年中退 ・卒見/修見 ()年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月	・卒/修了 ()年中退 ・卒見/修見 ()年在学

職歴(直近(現在含む。))から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)

勤 務 先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在 職 期 間
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	平成 年 月 ~ 平成 年 月 令和 年 月 ~ 令和 年 月

各種資格・免許(取得見込みも記入、ない場合は「なし」と記入) ※保健師の受験者は、受験に必要な資格を必ず記入

【保育士受験の方】 保育士登録	年 月 ・取得 ・取得見込み	【保健師受験の方】 保健師免許	年 月 ・取得 ・取得見込み	年 月 ・取得 ・取得見込み
【保育士受験の方】 幼稚園教諭普通免許	年 月 ・取得 ・取得見込み		年 月 ・取得 ・取得見込み	年 月 ・取得 ・取得見込み

国籍	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外 ⇒ 在留資格 ()	受験会場 (原則、居住地に最も近い会場)	☐ 三重会場 ☐ 東京会場
----	---	-------------------------	--

欠格事項

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び令和8年度津市職員採用試験6月試験受験案内(令和9年度採用予定)の記載内容等を了承した上で、津市職員採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。

なお、私は、次のいずれにも該当していません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏 名

津市公告第 5 3 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 小型動力消防ポンプ付軽積載車の購入
- (2) 規 格 詳細は仕様書参照
- (3) 数 量 3 台
- (4) 納入期限 令和 9 年 3 月 2 6 日（金）
- (5) 納入場所 津市消防本部の指定する場所

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（消防車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者として登載されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「産業・しごと」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 質疑等の受付

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火） 正午まで

(2) 提出場所

〒514-1101

津市久居明神町2276番地

津市消防本部 消防総務課 消防管理担当

(3) 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に持参、郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）とします。

提出先 津市消防本部消防総務課 津市久居明神町2276番地

電子メール 254-0351@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-256-7755

(4) その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

5 質疑等に対する回答

(1) 回答期日

令和8年4月30日（木）

(2) 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限

令和 8 年 5 月 7 日（木）正午まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

イ 提出場所

〒 5 1 4 - 1 1 0 1

津市久居明神町 2 2 7 6 番地

津市消防本部 消防総務課 消防管理担当

ウ 提出方法

提出方法については、消防総務課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は消防総務課へ到着確認を必ず行ってください。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に資格審査結果通知書により通知します。

7 入札及び開札

(1) 日時

令和 8 年 5 月 1 1 日（月） 午前 1 1 時から

(2) 場所

津市久居明神町 2 2 7 6 番地 津市消防本部多目的室（2 階）

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

(5) 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

8 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、

件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。

- (2) 落札に当たっては、入札書の内訳に記載された「①車両本体代金等」の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、「②検査・登録手数料（印紙代等）及びナンバープレート代」の金額の合計金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から「①車両本体代金等」の金額の消費税及び地方消費税分に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。

- (3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、仮契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (6) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後、契約保証金その他の契約条件の適合をもって本契約書として締結されたものとみなします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (9) その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。
- (10) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時15分までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。
- (11) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず入札前日（土日祝を除く）の午後5時までに津市消防本部消防総務課へ確認してください。

【提出及び問い合わせ先】 〒514-1101

津市久居明神町2276番地 津市消防本部2階
津市消防本部 消防総務課 消防管理担当

電話番号	0 5 9 - 2 5 4 - 0 3 5 2
F A X	0 5 9 - 2 5 6 - 7 7 5 5
メールアドレス	254-0351@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 4 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 8 年 4 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した 場所	動物種及び 種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 8 年 4 月 2 3 日	津市白山 町二本木	犬（柴犬）	黒	メス	中	成犬	赤色の 首輪 赤色の リード

2 収容期間 令和 8 年 5 月 1 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業公告第 8 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 20 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第3号 公共下水道事業に伴う江戸橋二丁目地内配水管移設工事				
工事場所	津市 江戸橋二丁目 地内				
工事概要	配水管布設工 DIPφ150mm 18.3m 配水管布設工 HPPEφ100mm 145.7m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 6箇所 不断水仕切弁設置工 φ250mm～φ100mm 3箇所 舗装本復旧工 700m2				
工 期	契約締結日から起算して198日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年4月23日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年4月28日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日		から	令和8年5月11日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月14日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	37,831,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、次の1及び2の講習会等をいう。なお、1及び2の講習会等を修了した者をそれぞれ適正配置しなければならないが、講習会等を修了した者は同一又は別々のいずれでも可とする。 1 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）。 2 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）（旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施公補第1号 津北部第15－2処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事				
工事場所	津市 鳥居町及び観音寺町 地内				
工事概要	マンホールポンプ設置工事 一式 汚水用水中ポンプ 口径65mm 2台 汚水用水中ポンプ 口径50mm 2台				
工 期	契約締結日から起算して215日間				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ(口径50mm以上)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年4月23日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年4月28日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月11日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月14日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	30,139,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	下水道施設課
工 事 名	令和8年度下施排第2－3号 島崎排水機場ポンプ設備（2号雨水ポンプ）修繕			
工事場所	津市 島崎町		地内	
工事概要	ポンプ設備修繕 一式 水中ポンプ 400mm 1台			
工 期	契約締結日から起算して277日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ(口径300mm以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年4月23日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年4月28日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月11日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月14日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	23,118,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無		積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除
前 金 払	有		部 分 払	無
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ※当工事の発注者（契約相手方）は、「津市長」です。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第1号 津北部第17-1処理分区公共下水道工事				
工事場所	津市 渋見町		地内		
工事概要	管布設工(管径75～150mm) 804m 電気設備工 一式 組立マンホール工 13箇所 小型マンホール工 28箇所 ます設置工 56箇所 機械設備工 一式				
工 期	契約締結日から起算して274日間				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
その他要件					
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月7日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回答日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月21日		から	令和8年5月18日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月21日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	101,188,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前金払	有		部分払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月20日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第2号 上浜排水区排水路整備工事				
工 事 場 所	津市 広明町ほか2町 地内				
工 事 概 要	水路工(B2000×H2000) 2m 水路工(B1200×H1100) 105m				
工 期	契約締結日から起算して242日間				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 連 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】	
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	その他要件				
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型 (津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)			
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり			
	総合評価点の算出	加算方式： 総合評価点＝価格点（80点満点）＋価格以外の評価点（20点満点） 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア．入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／3＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）} イ．入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 価格点＝80点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／3}			
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、電子くじ引きにより決定する。ただし、総合評価点が最も高い者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満であれば、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。			
	【提出資料】 評価項目 算定資料	・【第1号様式】評価項目算定資料届出書			
		・【第5号様式】施工実績評価資料 ・同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し)			
		・社会貢献に関する資料(障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し)			
		・【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料			
・【別紙様式】手持ち工事量評価資料 ・手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し					
・【第6号様式】配置予定技術者評価資料 ・配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類(コリンズ登録等の写し)					
・配置予定技術者の保有する資格証(監理技術者資格者証)の写し ・建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)が発行した学習履歴証明書等の写し					

		・【別紙資料】建設キャリアアップシステム評価資料 ・事業者IDの写し等	
	価格以外の 評価点の公表 (審査結果)	令和8年5月21日 津市入札情報公開システムにて公表	
	審査結果照会	令和8年5月25日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。	
評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る (提出先) 上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階)	
	提出期限	令和8年5月18日 午後4時 ※期限を過ぎた場合は一切受け付けません。	
設計図書等 に関する 質問	提出期限	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで	
	回答日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答	
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	令和8年4月21日 から 令和8年5月18日 まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時 及び場所	令和8年5月26日 午前9時00分 津市上下水道庁舎 2階 入札室		
予定価格	89,819,000 円 (税抜き)		
低入札価格 調査基準価格	有	本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。 なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。 ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。	
重点調査 基準価格	有	低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。 重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 ただし、スクラップ評価額が計上されている場合は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額から、スクラップ評価額を控除した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金 免除
前金払	有	部分払	無
積算内訳書	要		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。 ・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件となります。労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。		

津市上下水道事業公告第 9 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 8 年度に負担金及び分担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

令和 8 年 4 月 23 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

負担金及び分担金を賦課する区域

負担区名	賦課面積 (㎡)	所在	賦課面積 (㎡)
津第 5 処理分区第 3 負担区	11,093.70	阿漕町津興	9,796.68
		半田	1,297.02
津第 5 処理分区第 4 負担区	28,174.86	垂水	16,823.98
		半田	6,023.69
		柳山津興	5,327.19
津北部第 2 処理分区第 1 負担区	14,482.21	白塚町	14,482.21
津北部第 3－1 処理分区第 1 負担区	10,811.57	白塚町	10,811.57
津北部第 3－2 処理分区第 1 負担区	780.73	白塚町	780.73
津北部第 7 処理分区第 2 負担区	10,087.03	一身田豊野	10,087.03
津北部第 13 処理分区第 2 負担区	28,643.05	栄町一丁目	28,643.05
津北部第 14 処理分区第 2 負担区	70,113.91	一身田上津部田	19,038.61
		広明町	33,171.09
		大谷町	17,904.21
津北部第 15－1 処理分区第 1 負担区	21,608.89	観音寺町	20,050.12
		広明町	1,558.77

津北部第 15—2 处理分区第 1 負担区	49,586.25	観音寺町	33,272.97
		鳥居町	16,313.28
津北部第 16 处理分区第 1 負担区	81,239.8	観音寺町	81,239.8
津北部第 17—1 处理分区第 1 負担区	104,643.6	観音寺町	41,973.18
		渋見町	62,670.42
津北部第 17—2 处理分区第 1 負担区	14,465.6	長岡町	14,465.6
安濃町負担区	8,211.69	安濃町安濃	8,211.69

津市上下水道事業公告第 10 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 4 月 27 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月27日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和8年度下工公補第3号 津北部第13処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 鳥居町 地内			
工事概要	管布設工(管径125～150mm) 322m 管推進工(管径300mm) 6.5m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 11箇所 ます設置工 9箇所			
工 期	契約締結日から起算して245日間			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置)(監理技術者又は監理技術者補佐・現場代理人と兼務可)	
その他要件				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月7日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年4月28日 から 令和8年5月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月21日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	56,246,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

公 告 日	令和8年4月27日		工 事 担 当 課	水道施設課
工 事 名	令和8年度水施第2－3号 安濃妙法寺浄水場ほか11施設薬品注入ポンプ等取替修繕			
工事場所	津市 安濃町妙法寺ほか10町		地内	
工事概要	薬品注入ポンプ取替修繕 一式 ポンプ収納庫 1棟 次重注入ポンプ 20台 配水ポンプ取替修繕 一式 配水ポンプユニット(吸込口径32mm×2 吐出口径50mm) 1基 浅井戸インバーターポンプ(口径25mm) 1台			
工 期	契約締結日から起算して196日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間に(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径50mm以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月7日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回答日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年4月28日 から 令和8年5月18日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月21日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	30,233,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無		積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除
前金払	有		部分払	無
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月27日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施雨ボ第2－1号 長浜ポンプ場受変電設備（真空遮断器）修繕				
工事場所	津市 雲出本郷町 地内				
工事概要	受変電設備修繕 一式 真空遮断器(7. 2kV 600A) 1台				
工 期	契約締結日から起算して268日間				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)の受変電設備(建築電気設備は除く)の製作又は据付工事			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月7日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年4月28日 から 令和8年5月18日 まで ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月21日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	4,405,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	無		積算内訳書	要	
契約保証金	免 除		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年4月27日		業 務 担 当 課	水道施設課		
業 務 名	令和7年度水施補第1－32号 一志小山配水池緊急遮断弁設置工事詳細設計業務委託					
業務場所	津市 一志町小山 地内					
業務概要	配水池緊急遮断弁設置及び応急給水栓設置に係る詳細設計業務 一式					
期 間	契約締結日から起算して200日間					
発注業種	土木関係コンサルタント					
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店		営業収入金額を有すること		
		市内支店等		営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件	過去10年間（平成28年度以降）に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり上水道施設における配水池等の緊急遮断弁の設計業務				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（津市発注業務における専任配置）			
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者			
その他要件						
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月7日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで				
	回 答 日	令和8年5月13日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はF A X 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年4月28日 から 令和8年5月18日 まで				
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開札日時及び場所	令和8年5月21日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	7,280,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積算内訳書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除		
前 金 払	有		部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。					

津市上下水道事業公告第 1 1 号

建設工事等に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 7 年度下工公補第 1 9 号
北部第 1 0 汚水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市江戸橋一丁目及び江戸橋二丁目地内
- (3) 工事概要 管推進工（管径 3 5 0 ～ 7 0 0 m m） 2 8 8 . 7 m
組立マンホール工 6 箇所
- (4) 工期 契約締結日から起算して 2 7 0 日間
- (5) 予定価格 1 9 2 , 1 8 2 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）第 3 条（基本理念）に鑑み、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第 3 条第 2 号）

イ 評価項目、評価の内容、評価点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式

総合評価点＝価格点（8 0 点満点）＋価格以外の評価点（2 0 点満点）
価格点の算出方法は下記のとおりとします。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝8 0 点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／3＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝8 0 点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／3}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者

とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は電子くじにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、(2) 低入札価格調査を実施するものとします。

(2) 低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とし、この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を適用します。

ア 土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査

を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に 100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.85＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事業を希望業種として登載されている者で、令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 令和7年度における土木一式に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 本件工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。（推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(9)に掲げる監理技術者と兼務可）
- (11) 上記(9)及び(10)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和8年4月27日（月）から同年5月15日（金）まで
- (2) 配付場所

ア 津市入札情報公開システムからダウンロード（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時４５分から午後４時まで）

5 入札参加申込書等の提出等

(1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間

令和８年４月２７日（月）午前８時４５分から同年５月１５日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日は午前８時４５分から、提出期間最終日は午後４時までとします。）

イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が３ＭＢを超過する場合は、津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第７条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 推進工事技士登録・資格者証の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ク 施工計画工程表（事前審査用）

ケ 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果

令和8年5月25日（月）までに入札参加資格審査結果を通知します。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和8年4月27日（月）から令和8年6月16日（火）まで

(2) 閲覧場所

ア 津市入札情報公開システム（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで）

7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和8年5月7日（木）正午までに指定の質問書により F A X又は持参により津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和8年5月12日（火）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和8年5月14日（木）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和8年5月25日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、

質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和8年5月26日（火）から令和8年6月5日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

9 評価項目算定資料の提出

- (1) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和8年6月5日（金）午後4時まで
- (2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）
- (3) 提出方法 持参に限ります。
- (4) 提出書類 提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧及び各様式に記載の事項を確認すること。

ア 【第1号様式】評価項目算定資料届出書

イ 【第5号様式】施工実績評価資料

ウ 同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

エ 社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し）

オ 【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料

カ 【別紙様式】手持ち工事量評価資料

キ 手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し

ク 【第6号様式】配置予定技術者評価資料

ケ 配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

コ 配置予定技術者の保有する資格証（監理技術者資格者証）の写し

サ 建設系ＣＰＤ協議会加盟団体（建築関係業種については建築ＣＰＤ運営会議の加盟団体を含む）が発行した学習履歴証明書等の写し

シ 【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料

ス 事業者ＩＤの写し等

10 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和８年６月１１日（木）に津市入札情報公開システムにおいて公表します。

なお、自らの審査結果について、書面により令和８年６月１５日（月）までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和８年６月１６日（火）午前９時００分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎２階入札室

12 入札保証金

入札保証金は免除します。

13 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上（低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の１００分の３０以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

14 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

15 入札の無効

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。

- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

16 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

17 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

18 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (5) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (7) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬

下限度運用マニュアルを必ず確認してください。

(11) 本件は土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

FAX ０５９－２３７－５８１９

津市監査委員告示第3号

令和8年2月24日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和8年4月16日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和8年4月22日

津市監査委員	寫	田	光	伸
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	伊	藤	哲	也

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和8年3月3日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要

本件監査請求書、補正書、事実を証する書面及び令和8年3月27日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 請求の対象となる執行機関

上下水道事業局

(2) 対象となる財務会計上の事実

不法に施工された工事費及び本来必要でない工事費等

工事完了年月日	番号	受託者	組合番号	業務概要	請負金額	
令和5年5月19日	167	津市水道指定事業者協同組合	236	漏水修繕	2,040,400	円
令和5年5月24日	233	津市水道指定事業者協同組合	313	出水不良修繕	641,400	円
令和5年5月25日	234	津市水道指定事業者協同組合	314	出水不良修繕	378,400	円
令和5年5月27日	235	津市水道指定事業者協同組合	315	出水不良修繕	117,500	円
令和5年5月30日	236	津市水道指定事業者協同組合	316	出水不良修繕	722,300	円
令和5年6月1日	237	津市水道指定事業者協同組合	317	出水不良修繕	392,400	円
令和5年6月2日	238	津市水道指定事業者協同組合	318	出水不良修繕	354,900	円
令和5年6月7日	239	津市水道指定事業者協同組合	319	出水不良修繕	577,300	円
令和5年7月28日	564	津市水道指定事業者協同組合	670	舗装復旧	504,900	円
小計					5,729,500	円
令和5年6月15日	293	津市水道指定事業者協同組合	373	漏水修繕	210,500	円
令和5年7月14日	431	津市水道指定事業者協同組合	535	漏水修繕	269,200	円
令和5年7月25日	579	津市水道指定事業者協同組合	685	切替工事	168,300	円
小計					648,000	円
計					6,377,500	円
令和7年3月18日		下工公担第1-5図面作成業務委託（その2）			548,377	円

令和 8 年 1 月 31 日	水整第 1 2 号藤方地内配水管布設工事	(62,755,000)	円
	の内	20,844,066	円
合計		27,769,943	円

工事費及び業務委託費 計 27,769,943 円（ただし、水整第 12 号については当初契約金額）

(3) 行為の違法及び不当な理由

別添資料－1 から 9 までの工事は、藤方第 2 雨水幹線築造工事施工業者の奥村組 J V から「水道水の水量が少ない。水圧が低くトイレが流れない」との連絡が上下水道事業局にあり、これを改善するために上下水道事業局が発注した工事であり、別添資料－10 から 12 までの工事は別添資料－1 から 9 までの工事と同じ工法で施工した国道 23 号を横断して民間事務所へ給水する工事である。また、別添資料－14 及び 15 の工事は当方が情報開示請求の上で問題点を指摘したのち上下水道事業局が当該水道管を撤去し、改めて布設し直すための業務委託及び工事である。

ア 下水道法第 24 条第 1 項第 3 号違反について

開示された資料－2、5、7 及び 10 の工事写真で確認できるように、φ50mm ポリエチレン水道管が下水道暗渠内に施工された。この水道管が設置された暗渠は藤方第二排水区域内の藤方第 2－2 雨水幹線に位置付けられている。下水道法第 24 条第 1 項第 3 号では下水道暗渠内には「何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない」とされており明らかに今回の水道工事はこれに違反する工事である。

イ 有効水深内への設置

上記アの水道管については、下水道の計画流量を決定する「道路土工要綱（排水）」で定めている有効水深（8 割水深）内に設置されていることから、この下水道暗渠の断面を阻害し流下能力を設計よりも減少させ、流域への浸水被害の危険性を増大させている。

ウ 無許可工事及び不法占用

資料－16 によると、この水道管の設置に関しては、下水道管理者の占用加工許可及び橋梁の管理者である道路管理者の占用加工許可を得ずに工事を実施している。また、国道 23 号下の函渠の工事について

ては国土交通省の許可が必要であるが無許可で実施している。

エ 理論上説明できない理由での施工理由及び令和6年9月議会での虚偽答弁

追加で施工した2本目のφ50mm水道管の施工理由については、令和6年9月9日建設水道委員会で川口和雄議員への答弁で「水道使用者からφ50mm1本では水量が足りないとのことでしたので、さらに1本入れた」との答弁（資料－18）をしているが、令和7年2月18日付け回答書「【質問】回答1－viについて」（資料－20）のとおり上下水道事業局も認めているように水道管を追加しても水量は変わらない。また、水量不足を訴えた水道使用者である奥村組JVに当方が確認したところ別紙（資料－19）のとおり奥村組JVは上下水道事業局の主張と異なり1本目での水量不足の確認はしていないとの説明を受けている。

オ 職員の処分について

上下水道事業局には、今回の水道管工事にかかる下水道法違反をはじめとする数々の不法及び不正に関わった職員の処分について考えを尋ねたが、（資料－22回答2）により、同じ施工業者による収賄罪及び詐欺罪ですでに処分されたことによりこの件での処分は考えていないとのことである。しかし、これは収賄・詐欺事件とは全く関係のない工事施工に関する問題であるので新たに処分を下す必要がある。

カ 下水道法第24条第1項第3号違反及び有効水深内への設置について

下水道法では、「函渠内にいかなる施設及び工作物を設けさせてはならない」と規定されているが資料2、5、7及び10の工事写真で確認するとボックスカルバートが削孔されていることが確認できる。

資料20(2)では、上下水道事業管理者との協議で、出水期までに撤去すると回答を得ていたが、実際の工期は出水期を過ぎた令和7年7月14日から令和8年1月31日までであった。

(4) 津市に生じている損害

ア 下水道法に違反し、また虚偽の報告で施工した水道設置工事費 6, 377, 500円

イ 破損した函渠の安全確認にかかった業務委託費 548, 377円

ウ 水道管の撤去及び付替えにかかる費用 20, 844, 066円

以上 27,769,943 円が津市民よりの水道料金から無駄に支出されている。

エ 理論的に説明できない信用性に欠ける証言と請負業者を利用した虚偽の説明で工事を正当化し、上下水道事業局に無駄な工事を行わせ津市の建設行政の信頼を失墜させた。

オ 国道下及び津インクル横の暗渠への工事については、そもそも津市水道指定事業者協同組合と契約した維持修繕工事の範疇ではなく給水工事に対応すべきものを設計も行わず現場任せで発注していることも不法な支出に当たる。正規の設計を行い、工事を施工していれば今回の事案は免れたと思われる。

(5) 求める必要な措置

ア 市民からの水道料金を健全な水道事業以外に支出された費用を市民に返還するため1箇月の間、全市民の水道基本料金から210円減額すること。

イ 上下水道事業局も（資料－22回答2）で認めているとおり奥村組JVに対する工事用給水であることから奥村組への給水引込工事に係る費用負担は奥村組が負担すべきであるので、奥村組JVに請求すること。

ウ 職員への処分については、上下水道事業局は資料－22及び24の主張により職員は意図的に行ったものではないこと、また別事件で処分されていることから処分を行っていないが、（ア）令和5年5月18日からの津インクル横函渠の工事（イ）令和5年6月15日からの国道下函渠の工事（ウ）令和6年9月議会での答弁作成など少なくとも3回以上は決裁上の技術職員を含め法令違反を確認する機会があった。これは、関係する職員に重大な過失があったと言わざるを得ない。また、議会及び情報開示請求に対する回答に虚偽の報告が確認されていることから関係した職員に賠償及び厳正な処分を行うこと。

エ 令和6年9月議会での虚偽答弁の取消し。

オ 津市に生じている損害として賠償を求める金額の総額は、27,769,943円で、全市民の水道料金から210円を減額、奥村組JV又は上下水道事業管理者及び関係する職員による賠償のいずれかの方法による賠償を求める。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

事実を知り得た時期は最初に公文書開示された令和6年10月2日であり、その後、令和6年12月11日に質問状を送付し、（資料－25）のとおり上下水道事業局の文書収受の不手際があり最終的な上下水道事業局の回答が送付されたのは令和7年6月6日であり、また、この件の処理を行っている工事（資料－15）は今年度末の工期であるので住民監査請求は正当である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項については、本件監査請求が、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を上下水道事業局水道整備課、水道維持課及び下水道施設課とし、請求人の立会いのもと関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和8年3月27日に請求人及び関係職員から聴取した陳述により確認した事実を整理した内容は次のとおりである。

(1) 経緯

本件監査請求に係る修繕及び工事の施工については、奥村組JVが受注する藤方第2雨水幹線築造工事において、奥村組JVの現場事務所及び建設現場への給水が必要となったことに起因するものである。

奥村組JVへの給水に当たり、工事現場に近接する箇所に下水道施設課が所管する給水管（2次側）が存在していたことから、奥村組から申出を受けた下水道施設課は、当時の水道工務課（以下「水道工務課」という。）や営業課と協議することなく安易に奥村組に対し当該給水管から分岐し給水することを認め、奥村組JVとの間で「水道設備一時使用契約」及び「水道使用料金契約」を締結した上で、下水道施設課の水道メーターについて奥村組に使用者変更を行った。

その後、奥村組から下水道工務課に、現場事務所において「水量・水圧がない」と相談があり、下水道工務課から連絡を受けた水道工務課は、奥村組の水道メーターに対し、水道法第15条第2項の規定（水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。）に基づき、その義務を果たすべく、出水不良の原因であった奥村組の水道メーターに接続する既設水道本管φ75mmの閉塞に伴う修繕及び更新工事を実施したものである。

(2) 修繕番号167、233から239及び564の修繕概要について

ア 修繕に至る経緯

奥村組が使用している現場事務所において「水量・水圧がない」との連絡を受け、水道工務課職員により、現地にて出水不良原因の調査を行ったところ、藤方637番地に設置しているφ75mmの水道メーターにおいて水量・水圧が明らかに減少していることを目視により確認し、加えて、国道歩道に布設されている既設水道本管φ100mmに設置してある消火栓において水量・水圧を確認したところ十分な水量・水圧が確保されていることが目視により確認できた。このため、市道内に埋設されている既設水道本管φ75mmが閉塞していると判断し、修繕業務を実施したものである。

なお、当該修繕が9回に分かれているのは、当時は修繕内容を日報でしか管理できていなかったためであり、その理由は、令和7年2月19日に公表した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」のとおりである。当該修繕業務の実施に当たっては、本来、2本の仮設管を下水道工務課が管理するボックスカルバート内に設置を行う際、その施工に係る下水道法（ボックスカルバート）に係る協議及び道路法（市道部、勝開橋）に係る占用手续を行うべきところ、その後、市道部については令和6年12月に、勝開橋部については令和7年3月に道路占用許可を得たものの、修繕実施時点においては道路占用許可を得ておらず、また、下水道法（ボックスカルバート）に係る協議については行っていない。

また、ボックスカルバート内への仮配管の設置については、国道西側のボックスカルバート内に既に2本の給水管が設置されている状態を見て、現場担当者（技能員）が安易な判断のもと実施したものであるが、その報告を受けた管理監督職員が下水道法に抵触するにも関わら

ず、それを防止しなかった。

イ それぞれの修繕内容の詳細

(7) 修繕番号 1 6 7

令和 5 年 5 月 1 8 日、国道部既設水道本管 $\phi 100\text{ mm}$ から、出水不良を起こしている既設水道本管 $\phi 75\text{ mm}$ の仮設管用として $\phi 50\text{ mm}$ 分を 1 箇所、万が一当該仮設管 1 本で水量が不足した場合に再度国道部を掘削することによる国道への交通影響を考慮し、仮設管用として 2 本目の $\phi 50\text{ mm}$ 分を 1 箇所、またこれとは別に、当該出水不良の調査中に国道横断部において漏水を発見したことによる西側漏水修繕用として $\phi 50\text{ mm}$ 分を 1 箇所の合計 3 箇所の取出し作業を実施

(4) 修繕番号 2 3 3

令和 5 年 5 月 2 4 日、既設水道本管 $\phi 75\text{ mm}$ の仮設管としてボックスカルバート内に 1 本目となる $\phi 50\text{ mm}$ 仮配管の配管作業を実施

(5) 修繕番号 2 3 4

令和 5 年 5 月 2 5 日、前日の設置箇所から $\phi 75\text{ mm}$ 水道メーターまでの $\phi 50\text{ mm}$ の配管作業を実施

(6) 修繕番号 2 3 5

令和 5 年 5 月 2 7 日、修繕番号 1 6 7 で作業をした国道部水道本管 $\phi 100\text{ mm}$ から 3 箇所の取出し管をボックスカルバート内へ入れるための削孔作業を実施

(7) 修繕番号 2 3 6

令和 5 年 5 月 3 0 日、修繕番号 1 6 7 で作業をした国道部既設水道本管 $\phi 100\text{ mm}$ から 3 箇所のうち、出水不良箇所 1 箇所分及び西側漏水箇所 1 箇所分の仮配管との接続作業を実施

その後、1 本目となる $\phi 50\text{ mm}$ 仮配管を水道メーターに接続するに当たり現場担当者（技能員）が水の出を目視により確認し検討したところ、これまでの経験から必要水量が確保されない可能性があると判断したため、2 本目となる $\phi 50\text{ mm}$ 仮設管のための接続作業を実施

(8) 修繕番号 2 3 7

令和 5 年 6 月 1 日、2 本目となる $\phi 50\text{ mm}$ 仮設管を $\phi 75\text{ mm}$

の水道メーターから勝開橋西側までの配管作業を実施

(※) 修繕番号 2 3 8

令和 5 年 6 月 2 日、前日の設置箇所から修繕番号 2 3 6 にて 2 本目となる仮設管のための接続作業実施箇所までの $\phi 50 \text{ mm}$ 仮設管をボックスカルバート内へ配管作業を実施

(㌾) 修繕番号 2 3 9

令和 5 年 6 月 7 日、仮設管 $\phi 50 \text{ mm}$ 2 本の水の出を目視により確認し、閉塞していた既設水道本管 $\phi 70 \text{ mm}$ を水道メーター手前のバルブで閉め止水した上で、 $\phi 75 \text{ mm}$ の水道メーターへ仮設管 2 本分の接続作業を実施

(㍑) 修繕番号 5 6 4

令和 5 年 7 月 28 日、これまでの作業に伴う、掘削箇所においての舗装本復旧作業を実施

(3) 修繕番号 2 9 3、4 3 1 及び 5 7 9 の修繕概要について

ア 修繕に至る経緯

出水不良の調査中に国道 2 3 号歩道にて音調棒により漏水音の確認をしていたところ、国道より西側の建物へ接続している配管（鋼管 $\phi 50 \text{ mm}$ ）で漏水していることが確認されたことから、国道上において漏水に伴う二次被害を避けるためその配管上のバルブを閉め、修繕業務を実施したものである。

なお、当該修繕が 3 回に分かれているのは、当時は修繕内容を日報でしか管理できていなかったためであり、その理由は、令和 7 年 2 月 19 日に公表した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」のとおりである。

国道 2 3 号下ボックスカルバート内の配管については、既に国道東側歩道から国道西側に向け、ボックスカルバート内に当該修繕において実施したものを含め 3 本の配管がされており、その配管に対する国道路管理者への占用手続については、3 本中 1 本（平成 27 年度民間工事分 P P $\phi 50 \text{ mm}$ ）はなされていたものの、残り 2 本（平成 12 年度民間工事分 P P $\phi 40 \text{ mm}$ 、令和 5 年度津市修繕分 P P $\phi 50 \text{ mm}$ ）については占用手続を行っていなかった。その後、国道路管理者との協議を行い、令和 7 年 8 月に道路占用許可を得たものの、修繕実施時点においては道路占用許可を得ていなかった。

イ それぞれの修繕内容の詳細

(7) 修繕番号 2 9 3

令和 5 年 6 月 1 5 日、国道西側に向けて $\phi 50\text{mm}$ 仮設管を国道下ボックスカルバート内へ配管作業を実施

(4) 修繕番号 4 3 1

令和 5 年 7 月 1 4 日、国道西側藤方 6 6 6 - 8 付近水道メーターへの配管作業 ($\phi 50\text{mm}$ 及び $\phi 20\text{mm}$) を実施

(7) 修繕番号 5 7 9

令和 5 年 7 月 2 5 日、国道西側藤方 6 6 6 - 8 付近水道メーターとの接続作業 ($\phi 50\text{mm}$ 及び $\phi 20\text{mm}$) を実施

(4) 藤方地内配水管布設工事及び図面作成業務委託 (その 2) の概要について

ア 藤方地内配水管布設工事の概要

藤方地内 (国道 2 3 号東側) の市道藤方第 2 7 号線に埋設されている既設水道本管 C I P $\phi 75\text{mm}$ は、昭和 4 9 年に設置され、鋳鉄管の耐用年数 4 0 年から 5 0 年を超えた老朽化した配水管で、耐震適合管でなく配水管の内面にモルタルライニング等がされていない配水管であり、第 3 の 1 (2) のとおり、配水管内の閉塞が確認され、ボックスカルバート内に P P $\phi 50\text{mm}$ 2 本の仮配管を設置して水道水の供給を行っている状況であった。

当該配水管は、排水ポンプの稼働時にポンプ冷却水として使用するため藤方排水機場等へ水を供給するためのものであり、浸水被害の軽減に備え常に健全な状態であるべき重要な配水管として、安定した水量で恒久的に給水する必要があるものである。

このことから、今回、藤方地内 (国道 2 3 号西側) の市道藤方第 2 8 号線に水道本管 D I P $\phi 75\text{mm}$ 及び P P $\phi 50\text{mm}$ を整備すると同時に、同地内 (国道 2 3 号東側) の市道藤方第 2 7 号線に埋設され、閉塞が確認された既設水道本管 $\phi 75\text{mm}$ の老朽管対策事業として、新たに水道本管 H P P E $\phi 75\text{mm}$ (取出し部分から一部区間は D I P $\phi 100\text{mm}$ 及び H P P E $\phi 100\text{mm}$) を整備したものである。

なお、これに伴い、下水道法第 2 4 条第 1 項第 3 号 (行為の制限等) に抵触する状態にあったボックスカルバート内に、仮配管として布設

した P P φ 5 0 m m 2 本及び国道 2 3 号西側への給水管を撤去するとともに、ボックスカルバートの削孔穴の補修を行ったものである。

イ 図面作成業務委託（その 2）の概要

本業務は、第 3 の 1 (2)の修繕により、津市藤方地内の既設ボックスカルバート（1, 6 0 0 m m × 1, 6 0 0 m m）に横穴等を開けたことによるボックスカルバートの構造照査を行うことを目的として実施したものであり、ボックスカルバートに横穴等が開けられた位置等の調査を行い、構造照査を実施したものである。

なお、構造照査の結果、ボックスカルバートに構造上の問題はなく、横穴等の補修については、コンクリートやモルタル等で充填する方法が望ましいとの結果であった。

(5) 令和 6 年 9 月 9 日建設水道委員会における川口和雄議員への答弁について

議会答弁に備え事前に担当職員に確認をしたところ、奥村組に確認したと聞いていたため、現場担当者（技能員）等の確認を行わないまま、その旨回答したところであるが、議会答弁以後、詳細な確認を行ったところ、水量不足の確認については現場担当者（技能員）が目視で確認し、これまでの経験から水量が不足していると判断し、担当職員に報告したとのことであった。

具体的には、令和 5 年 5 月 3 0 日、修繕番号 1 6 7 で作業をした国道部既設水道本管 φ 1 0 0 m m から、出水不良箇所 1 箇所分及び西側漏水箇所 1 箇所分の接続作業を実施した後、1 本目の φ 5 0 m m の仮配管を水道メーターに接続するに当たり、現場担当者（技能員）が水の出を目視により確認し検討したところ、これまでの経験から必要水量が確保されない可能性があるかと判断したため 2 本目の仮設管のための接続作業を指示したものであることが明らかになった。

このため、令和 6 年 9 月 9 日建設水道委員会での川口和雄議員への答弁は誤りである。なお、令和 6 年 9 月議会の建設水道委員会での川口和雄議員に対する答弁の取扱いについては、今回の調査で明らかとなった事実を含め、議会側と調整の上、対応する。

(6) 職員に対する処分について

令和 7 年 2 月 1 9 日に報告した「津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組」に記載のとおり、当時においては、委託契約

に係る業務仕様書等に基づく業務執行が適切に行われていなかったことに加え、本来、修繕範囲及び修繕方法などを含めた修繕内容の判断は、技術職員が組織としての意思決定を前提として行うべきものであるところ、技能員にその権限を与えていたこと、さらには、業務担当者の業務関係法令に関する知識の不足と意識の欠如などが要因であり、当該現場は、真にこの要因による顕著な事例であるといえる。なお、職員の処分については、令和7年3月19日付けで元水道工務課職員による詐欺及び収賄事件に係る調査により判明した不適切な行為等における管理監督責任として、これらの要因に対し、当時の管理監督職員に対し組織としての処分が行われており、上下水道事業管理者にあっても管理監督責任を明らかにするために、自身の給料を自主返納したものであり、これにより職員に対する処分は既に行われたものと認識している。

(7) 請求人が主張する津市に生じている損害額について

下水道法に違反し、また虚偽の報告で施工した水道設置工事（以下「修繕工事」という。）に係る費用6,377,500円については、国道23号東側（市道藤方第27号線）に埋設された既設水道本管φ75mmの閉塞が判明したため、水道使用者（奥村組）の水道メーターに対し水道法第15条第2項の規定に基づきその義務を果たすべく実施した修繕、及び国道23号西側の建物に接続する配管漏水について二次被害を防止するために実施した修繕に要した費用であり、修繕実施時の施工方法の判断に誤りがあったとはいえ、必要な修繕費用である。

破損した函渠の安全確認にかかった業務委託費548,377円については、修繕施工時に既設ボックスカルバートに横穴等を開けたため、その補修に向けてボックスカルバートの構造照査を実施した費用であり、修繕実施時の施工方法の判断に誤りがあったとはいえ、ボックスカルバートの安全確保を図るために必要な業務委託費用である。

水道管の撤去及び付替えに係る費用20,844,066円については、当該既設水道本管の閉塞に対し、新たに水道本管を整備するため、閉塞していた既設水道本管の撤去に係る費用及び新たな水道本管布設に係る費用として15,948,244円、これに伴う舗装復旧に係る費用として3,218,396円、ボックスカルバート内に布設されていた仮配管の撤去に係る費用として1,665,795円、ボックスカルバートの構造照査の結果を踏まえボックスカルバートの安全性を確保す

るために実施した横穴等の補修に係る費用として11,631円であり、閉塞が確認された既設水道本管φ75mmの解消を図るべく老朽管対策事業として実施した一連の工事に必要な工事費用である。

(8) 奥村組JVに求める費用の必要性について

閉塞が確認された水道本管φ75mmの機能回復を行った修繕工事であり、水道工務課が行うべき工事であるため、奥村組JVに求める費用ではない。

2 監査の対象事項に係る判断

(1) 監査の対象事項

請求人の要旨及び請求人が提出した証拠書類から、請求人が津市に生じている損害として主張する修繕工事に係る費用6,377,500円については、支払日からすでに1年を経過しており、請求人の主張する「財務会計上の行為から1年を経過して請求する正当な理由」とは認めず監査の対象事項から除外した。

破損した函渠の構造照査を行うための下工公担第1—5図面作成業務委託（その2）仮設管撤去及び水道本管付替えに係る水整第12号藤方地内配水管布設工事（以下「図面作成業務委託等」という。）を監査の対象事項とし、違法若しくは不当な行為に当たるか否かとした。

(2) 請求期間を経過して本件監査請求を行う「正当な理由」に対する判断

普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえ違法、不当であったとしても、いつまでも、監査請求の対象としておくことは法的安定性を損なうことから、監査請求期間について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項において「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されていることから、請求期間を経過して行われた本件監査請求の「正当な理由」の有無について検討を行った。

この「正当な理由」の有無については「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、法第242条2項ただし書が適用されるが、この場合における正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をする

に足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時（以下「起算日」という。）から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」とされている。（最高裁判所平成14年9月12日判決平成10年（行ツ）第69号・第70号）

請求人は請求書において、事実を知り得た時期は、請求人に公文書が開示された令和6年10月2日であるとしているが、この時期について調査したところ、請求人は令和6年10月2日付けで、情報公開手続により上下水道事業局から開示された資料等を受け取り、これら開示資料から水道工務課の工事内容には、下水道法に抵触する違法状態がある事実を把握した上で、令和6年12月11日付けで監査対象部局に質問状を送付しており、遅くとも同日に、請求人は、監査請求をするに足りる程度に本件監査請求に係る修繕工事の支出の存在及び内容を知ることができたと解される。

このことから、起算日を令和6年12月11日とし、起算日から1年2箇月の期間が経過した令和8年2月24日に提出された本件監査請求は、相当な期間内にされたものということとはできない。

よって、受理をした本件監査請求書のうち、請求人の主張する修繕事に係る費用6,377,500円については、監査請求期間を経過したものとみなすを得ず、不適法であると判断する。

(3) 違法性の承継に対する判断

修繕工事については、本件監査請求の対象事項から除外したが、先行行為としての修繕工事と後行行為としての図面作成業務委託等の間に因果関係を認め、違法性の承継があるか否か、検討を行った。

本検討の前提として、法第242条第2項は「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、監査請求期間につき期限を設けており、その趣旨は第3の2(2)に記載のとおりである。

そして、先行する財務会計行為について監査請求期間が経過した場合の違法性の承継について、静岡地裁平成10年7月17日判決（平成8年（行ウ）5号）において、「特定の財務会計行為について監査請求期間を徒過したためにその違法、無効を論ずる余地がなくなった場合には、これを前提としてなされる後行の財務会計行為について、前者の違法性

を承継しているとしてその違法を取り上げることは、後行の財務会計行為自体に独自の違法が存することを理由とする場合以外には許されないと解すべきである。そうでなければ、先行する財務会計行為について監査請求期間が経過したにもかかわらず、結局はその効力等について穿鑿を許すことになり、監査請求期間を制限した法の趣旨に反する」とその判断を示している。

これらを勘案し、監査対象部局を調査した結果、後行の財務会計行為である図面作成業務委託等については、地方自治法、地方公営企業法等関係法令及び津市会計規則の規程の趣旨に即し、契約の締結が為され、支出が行われており、当該図面作成業務委託等の先行工事である修繕工事の違法性の承継を認める余地はないと判断した。

よって、受理をした本件監査請求書のうち、図面作成業務委託等を本件監査請求の監査の対象事項とした。

(4) 図面作成業務委託等について

監査の対象事項とした図面作成業務委託等は、老朽管対策事業として、新たに配水管を整備するとともに、下水道法第24条第1項第3号に抵触するとの認識を持たずに施工した修繕工事の違法状態を是正するために致し方なく、必要な業務であると認められる。

図面作成業務委託等の契約は有効に成立しており、当該図面作成業務委託等の受託事業者が、契約内容どおりに業務を履行し、発注者が業務完了確認を行えば、業務委託料を支払う法律上の義務があり、当該図面作成業務委託等に係る支出命令及び支払に関して、財務会計上の義務に違反する違法性はないと判断する。

(5) 職員への処分に係る判断

本件監査請求のうち、職員への処分については、監査請求における措置事項に当たらないと判断する。

(6) 令和6年9月議会での虚偽答弁の取消しへの判断

本件監査請求のうち、虚偽答弁の取消しについては、監査請求における措置事項に当たらないと判断する。

3 結論

本件監査対象事項とした図面作成業務委託等については、下水道法第24条第1項第3号に抵触するとの認識を持たずに施工した修繕工事の違法状態を是正するために致し方なく、必要な業務であり、当該図面作成業務

委託料等に係る支出命令及び支払についても違法若しくは不当は認められない。

よって、本件監査請求については理由がないと判断し、棄却とする。

4 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、付言を行う。

本件監査請求は、修繕工事が建設業法に違反する分割発注工事ではないかと請求人が疑念を抱いたところから端を発したものであり、請求人の調査によって、下水道法に抵触する修繕工事が行われていた事実が明らかになったものである。

下水道法において、暗渠内への工作物の設置については、行為の制限が規定されているにも関わらず、令和5年度に水道工務課において、下水道工務課に協議することなく、ボックスカルバートを削孔し、修繕工事を行っていたことは、法令を遵守するという公務員としての基本姿勢及び組織間の連携が欠如していたと言わざるを得ない。

また、下水道法に抵触する修繕工事であるにも関わらず、管理監督職員が防止することなく、複数回にわたり、ボックスカルバートへの削孔を繰り返す修繕工事が行われていたことから、同様の手法を取った修繕工事が他の場所においても行われているのではないかと、市内の下水道施設全体の安全性は確保されているのか、疑念は増すばかりである。

地方公務員法第32条において「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されているにも関わらず、水道法に係る関係法令のみで判断し、施工時に関係する他法令の確認を怠り、結果、下水道法に抵触する工事を施工した事実を斟酌する余地はなく、上下水道事業管理者は、このような事案が生じた要因を今一度考察され、危機管理意識をもって再発防止対策を講じられるとともに、局一丸となって信頼回復に努められたい。

以上